

## 紙申請による建設業許可（認可）通知書の送付方法変更について

平素より建設業許可事務にご協力いただき、ありがとうございます。

このたび、紙申請による建設業許可（認可）通知書の送付方法を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

### 1. 変更内容

令和8年7月末発送分より、紙申請による建設業許可（認可）通知書の送付方法を変更します。

【変更前】押印した紙の通知書を郵送

【変更後】**デジタル署名付通知書の PDF を電子メールで送付**

### 2. ご協力をお願い

- ・ 申請時チェックシートに通知書の送付先となる担当者様のメールアドレスをご記載ください。
- ・ PDF はパスワードかけて送付いたします。誤送信防止のため、メール受信を確認後にパスワードを送付いたします。（メール受信の確認方法は、メール本文に記載いたします。）

### 3. 注意事項

- ・ 送付する PDF には局長のデジタル署名が付与されており、正式な許可（認可）通知書として有効です。
- ・ 通知書は更新申請等の際に必要な場合がありますので、受信後は適切に保存してください。
- ・ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

---

#### 【お問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係

TEL：092-409-4201

※建設業許可申請につきましては、電子申請の手続きを推奨しております。

なお、紙申請も従来どおり受け付けております。

---

[Redacted]

[Redacted]

九州地方整備局長

[Redacted]

局長(1)

デジタル  
署名者:局  
長(1)  
日付:

[Redacted]

一般建設業の許可について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知  
する。

記

許 可 番 号

[Redacted]

許可の有効期間

建設業の種類

[Redacted]

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 年 月 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)